

酒田市自殺対策計画の概要

平成31年3月
健康福祉部健康課作成

1 計画策定の趣旨

(計画書 1ページ)

これまでの「うつ病対策事業」、「自殺対策強化事業」などの取組と、自殺の現状を踏まえるとともに、自殺対策基本法の一部改正、「いのち支える山形県自殺対策計画」の策定などを受けて、本市における自殺対策の総合的な推進を図るために策定するもの。

2 計画の位置づけ

(計画書 1ページ)

- ・自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」
- ・酒田市総合計画を上位計画とし、「さかた健康づくりビジョン【健康さかた21（第3期）】等関連計画との整合性を図る。

3 計画の期間

(計画書 1ページ)

平成31年度（2019年度）～2022年度の4年間

5 計画の目標

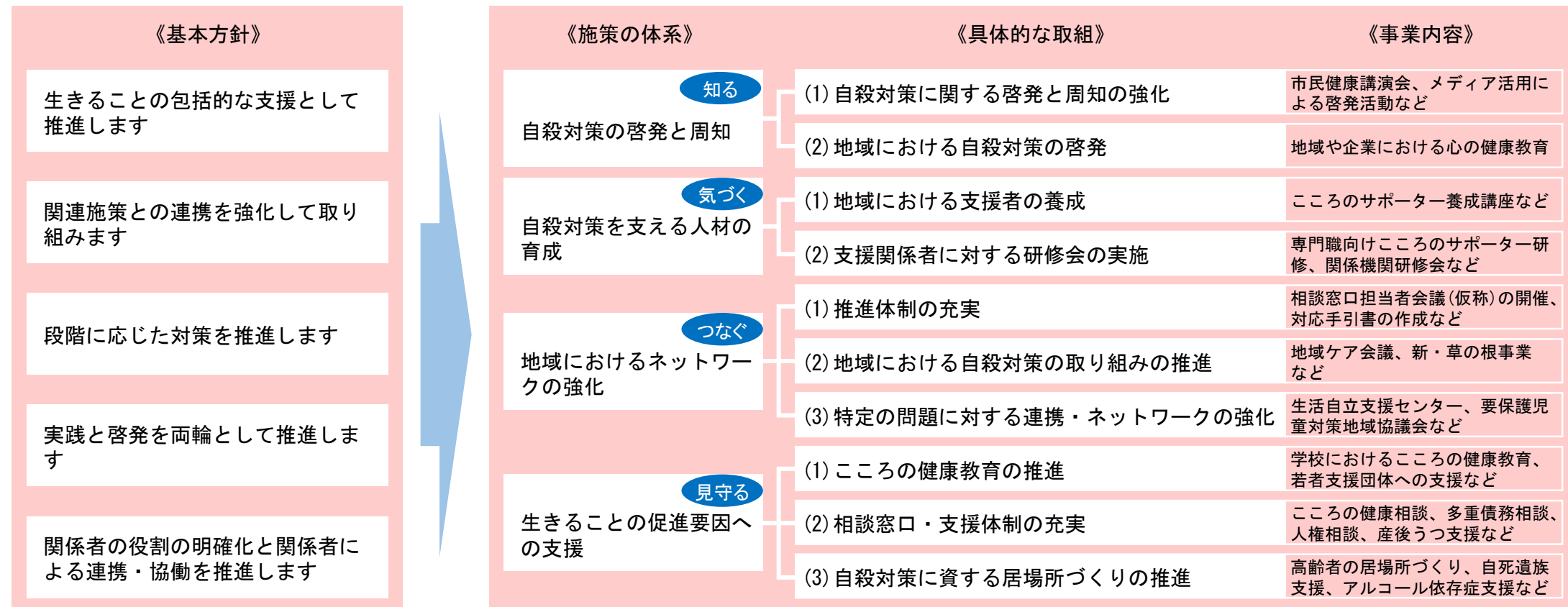
(計画書 2ページ)

支えあい 自分の命も みんなの命も 大切にすまち酒田

目標数値	項目	現状(2015年)	目標(2022年)
	自殺死亡率	19.9	15.5以下

6 自殺対策の基本方針、施策の体系と具体的な取組

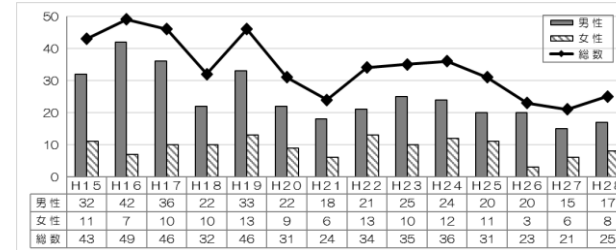
(計画書 9～19ページ)



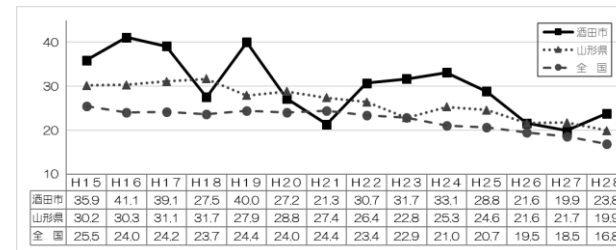
4 本市の現状と特徴

(計画書 3～8ページ)

○自殺者数の推移



○自殺死亡率（人口10万人あたり自殺者数）



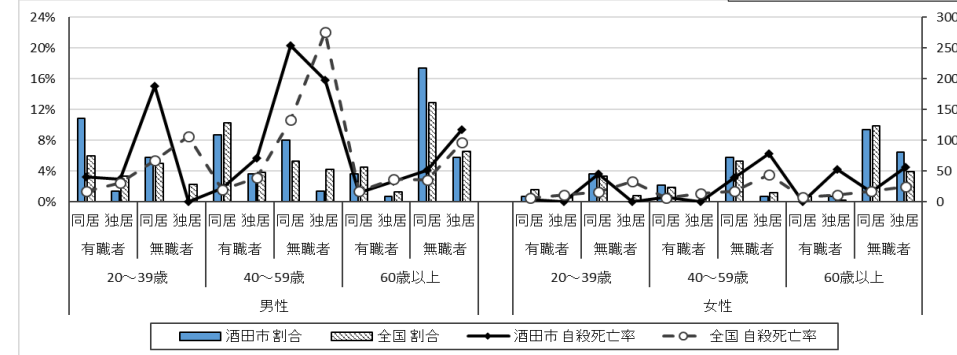
○自殺の主な特徴

自殺総合対策推進センターが自治体ごとの実態を分析した「地域自殺実態プロファイル(2017)」では、過去5年間(H24～28)の自殺者を年代・職業の有無等別で区分し、本市の特徴を次のとおり示している。

《本市の特徴》

- ・高齢者
- ・生活困窮者
- ・子ども・若者
- ・勤務・経営

【男女・年代・職業の有無等別自殺割合及び自殺死亡率】



7 推進体制

(計画書 20・21ページ)

○それぞれの主体が果たすべき役割

- (1)市
- (2)学校
- (3)関係団体・民間団体
- (4)企業
- (5)市民

○計画の推進体制

- (1)計画の周知
- (2)推進体制
- (3)推進管理